

第6章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

第1節 総則

1 推進計画の目的

この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下この章において「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

2 推進地域

特別措置法第3条に基づき指定された青森県の推進地域は次表のとおりである。

【平成18年4月3日内閣府告示第58号】

八戸市、三沢市、むつ市、上北郡野辺地町、同郡六戸町、同郡横浜町、同郡東北町、同郡六ヶ所村、同郡おいらせ町、下北郡大間町、同郡東通村、同郡風間浦村、同郡佐井村、三戸郡五戸町、同郡南部町、同郡階上町

3 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本町の地域に係る地震防災に関し、本町の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、第1章第5節「町及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」に準じ次のとおりとする。

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
五戸町	五戸町	<ol style="list-style-type: none"> 1. 防災会議に関すること 2. 防災に関する組織の整備に関すること 3. 防災に関する調査、研究に関すること 4. 防災に関する施設、設備及び資機材の整備に関すること 5. 避難所の開設等被災者の支援に関すること 6. 防災教育、防災思想の普及、防災訓練及び災害時のボランティア活動に関すること 7. 要配慮者の安全確保に関すること 8. 地震に関する警報・情報等の収集・伝達及び被害状況の調査、報告に関すること 9. 水防活動、消防活動に関すること 10. 災害に関する広報に関すること 11. 避難の指示等に関すること 12. 災害救助法による救助及びそれに準ずる救助に関すること 13. 公共施設・農林水産業施設等の応急復旧に関すること 14. 農林水産物等に対する応急措置の指示に関すること 15. 建築物等の応急危険度判定に関すること 16. 災害対策に関する隣接市町村等との相互応援協力に関すること 17. 罹災証明書の発行に関すること 18. その他災害対策に必要な措置に関すること
	五戸町教育委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 防災教育に関すること 2. 文教施設の保全に関すること 3. 災害時における応急の教育に関すること 4. その他災害対策に必要な措置に関すること
消防機関	八戸地域広域市町村圏 事務組合消防本部 五戸消防署 五戸町消防団	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害の予防、警戒及び防御に関すること 2. 人命の救助及び救急活動に関すること 3. 住民への情報伝達及び避難誘導に関すること 4. 防火対象物の保安管理の指導、監督に関すること 5. 危険物の取締り及び高圧ガス等の安全指導に関すること
青森県	五戸警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地震に関する警報・情報等の収集・伝達及び被害状況の調査、報告に関すること 2. 災害時の警備に関すること 3. 災害広報に関すること 4. 被災者の救助、救出に関すること 5. 災害時の遺体の検視に関すること 6. 災害時の交通規制に関すること 7. 災害時の犯罪の予防、取締りに関すること 8. 避難の指示等に関すること 9. その他災害対策に必要な措置に関すること
	三八地域県民局 地域健康福祉部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害救助に関すること 2. 医療機関との連絡調整に関すること 3. 災害時における衛生保持及び食品衛生に関すること 4. 防疫に関すること

	三八地域県民局 地域整備部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 公共土木施設（河川、道路、橋梁、砂防、急傾斜地、下水道、公園等）の被害状況調査並びに応急対策及び復旧に関すること 2. 水防活動に関すること
	三八地域県民局 地域農林水産部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農業、林業、畜産業に係る被害状況調査並びに応急対策及び復旧に関すること 2. 農地及び農業用施設の被害状況調査並びに応急対策及び復旧に関すること 3. 水産業に係る被害状況調査並びに応急対策及び復旧の指導、助言に関すること
	三八教育事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 文教関係の災害情報の収集に関すること 2. 災害時における応急の教育に係る指導、助言及び援助に関すること
指定 地方 行政 機関	東北森林管理局 三八上北森林管理署	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における情報収集・連絡及び応急対策に関すること 2. 災害時における関係職員の派遣に関すること 3. 保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及び管理に関すること 4. 林野火災防止対策等に関すること 5. 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること
	農林水産省 （青森拠点を含む）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関すること 2. 農地・農業用施設及び農地沿岸施設等の防災対策並びに指導に関すること 3. 農業関係被害状況の収集及び報告に関すること 4. 災害時における生鮮食品、種もみその他営農機材、畜産飼料等の供給あっせん及び病虫害防除の指導に関すること 5. 土地改良機械の緊急貸付けに関すること 6. 農地、農業用施設及び農地海岸施設の災害復旧事業の査定に関すること 7. 被災農林漁業者への資金（土地改良資金、農業経営維持安定資金、経営資金、事業資金等）の融通に関すること
	青森地方気象台	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地震・津波の観測並びに地震情報等・津波警報等の発表に関すること
	東北地方整備局 青森河川国道事務所 八戸出張所 十和田国道維持出張所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 公共土木施設（直轄）の整備に関すること 2. 直轄河川の水防警報及び洪水情報（青森地方気象台との共同）の発表・伝達等水防に関すること 3. 一般国道指定区間の維持、管理及び交通確保に関すること 4. その他公共土木施設（直轄）の災害対策に関すること 5. 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施に関すること
	東北運輸局 （青森運輸支局、 八戸海事事務所）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 交通施設等の被害、公共交通機関の運行（航）状況等に関する情報収集及び伝達に関すること 2. 緊急輸送、代替輸送における関係事業所等への指導・調整及び支援に関すること

	東北総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 非常通信協議会の育成、指導に関する事 2. 非常通信訓練に関する事 3. 防災行政無線局、防災相互通信用無線局、災害応急復旧用無線局及び孤立防止用無線の開局、整備に関する事 4. 災害時における電気通信の確保及び非常通信の運用管理に関する事
	八戸圏域水道企業団	<ol style="list-style-type: none"> 1. 給水施設の防災対策及び災害時における給水対策に関する事
	青森労働局 八戸労働基準監督署 ハローワーク八戸	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災者に対する職業のあっせんに関する事 2. 労働災害発生に伴う調査及び再発防止対策に関する事 3. 被災労働者に対する救助、救急措置の協力及び災害補償に関する事 4. 災害時における労務供給に関する事
	東京航空局 三沢空港事務所 青森空港出張所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における救援物資及び人員等の緊急輸送の確保措置に関する事 2. 災害時における航空機による輸送の安全確保措置に関する事 3. 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関する事
	陸上・海上・航空自衛隊	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における人命及び財産保護のための救援活動に関する事 2. 災害時における応急復旧の支援に関する事
指定公共機関及び指定地方公共機関	東日本旅客（北海道旅客、日本貨物）、鉄道株式会社、青い森鉄道株式会社、津軽鉄道株市域会社、弘南鉄道株式会社	<ol style="list-style-type: none"> 1. 鉄道事業の整備及び管理に関する事 2. 災害時における救援物資及び人員等の緊急鉄道輸送に関する事 3. その他災害対策に関する事
	東日本電信電話株式会社青森支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社NTTドコモ東北青森支店、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社	<ol style="list-style-type: none"> 1. 気象特別警報・警報の町への伝達に関する事 2. 災害時における非常・緊急通信に関する事 3. 災害対策機器等による通信の確保に関する事 4. 電気通信設備の早期復旧に関する事 5. 災害時における災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置に関する事
	日本郵便株式会社 五戸町内各郵便局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における郵便業務の確保及び災害特別事務取扱に関する事
	日本赤十字社青森県支部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における医療対策に関する事 2. 災害救助の協力奉仕者の連絡調整に関する事 3. 義援金品の募集及び配分に関する事
	東北電力(株)八戸営業所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 電力施設の整備及び管理に関する事 2. 災害時における電力供給に関する事

	日本放送協会 八戸支局 青森放送(株) 八戸支社 (株)青森テレビ 八戸支社 青森朝日放送(株) 株式会社エフエム青森	1. 放送施設の整備及び管理に関すること 2. 地震情報、災害情報及び被害状況等の放送並びに防災知識の普及に関すること
	(社) 青森県エルピー ガス協会八戸支部	1. ガス供給施設の整備及び管理に関すること 2. 災害時におけるガス供給の安全確保に関すること
	八戸市医師会	1. 災害時における医療救護に関すること
	青森県トラック協会三八 支部 岩手県北自動車(株)南部 支社 日本通運(株)八戸支社 福山通運株式会社、佐川 急便株式会社、ヤマト運 輸株式会社、西濃運輸株 式会社	1. 輸送施設の整備及び管理に関すること 2. 災害時における救援物資及び人員等の緊急陸上輸送に関すること
公共的団体その他防災上重要な施設の管理者	五戸町商工会等 商工業関係団体	1. 会員等の被害状況調査及び融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関すること 2. 災害時における物価安定についての協力に関すること 3. 災害救助用物資、災害救助・復旧用資機材の確保についての協力、あっせんに関すること
	農林水産業関係協同組合 森林組合 土地改良区	1. 農林水産業に係る被害調査に関すること 2. 共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関すること 3. 被災組合員に対する融資又はあっせんに関すること
	運輸業関係団体	1. 災害時における輸送等の協力に関すること
	建設業関係団体	1. 災害時における応急復旧への協力に関すること
	自主防災組織・青年団・ 女性団体・自治会等	1. 災害時における被害状況の調査に対する協力に関すること 2. 災害応急対策に対する協力に関すること
	放送機関 コミュニティエフエム	1. 放送施設の整備及び管理に関すること 2. 地震情報、災害情報等の放送並びに防災知識の普及に関すること
	病院等経営者	1. 避難施設、消火設備等の点検整備に関すること 2. 従業員等に対する防災教育、訓練に関すること 3. 災害時における病人等の受入、保護に関すること 4. 災害時における負傷者の医療・助産及び保健措置に関すること
	社会福祉施設経営者	1. 避難施設、消火設備等の点検整備に関すること 2. 従業員等に対する防災教育、訓練に関すること 3. 災害時における入所者の保護に関すること

金融機関	1. 被災事業者に対する資金の融資に関すること
学校法人	1. 防災教育に関すること 2. 避難施設の整備、避難訓練の実施に関すること 3. 災害時における応急の教育に関すること
危険物関係施設の管理者	1. 災害時における危険物の保安に関すること
多数の者が出入りする事業所等(病院・工場等)	1. 避難施設、消火設備等の点検整備に関すること 2. 従業員等に対する防災教育、訓練に関すること 3. 来場者等に対する避難誘導に関すること
道の駅運営管理者	1. 避難施設、消火設備等の点検整備 2. 従業員に対する防災教育・訓練に関すること

第2節 災害対策本部等の設置等

1 災害対策本部等の設置

町長は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震又は当該地震と判定されうる規模の地震（以下この章において「地震」という。）が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに五戸町災害対策本部及び必要に応じて現地災害対策本部（以下「災害対策本部等」という。）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営する。

2 災害対策本部等の組織及び運営

災害対策本部等の組織及び運営は、災害対策基本法、五戸町災害対策本部設置条例及び五戸町災害対策本部運営要領に定めるところによる。

3 災害応急対策要員の参集

町長は、通常交通機関の利用ができない事情等の発生の可能性を勘案し、配備体制及び参集場所等の職員の参集計画は、第2章第3節「動員計画」に定めるところに準じ、次のとおりとする。

また、職員は、地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努めるものとする。

(1) 配備基準

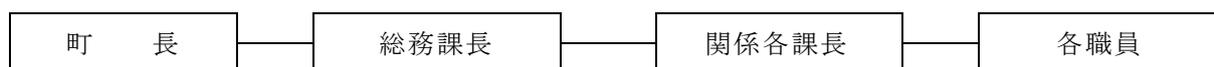
配備基準は第2章第3節「動員計画」に定めるところに準ずる。

(2) 職員の動員

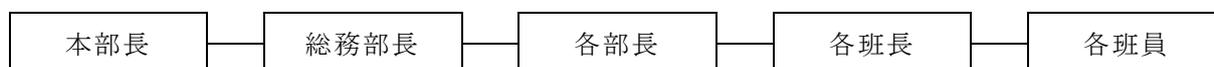
ア 動員の方法

(7) 職員の動員は、初動体制マニュアルに基づくものとし、原則として、連絡を待たずに直ちに参集するいわゆる自主参集による。なお連絡を要する場合は、次の連絡系統により行う。

a 本部設置前



b 本部設置時



- (イ) 自主参集した職員及び動員の指示を受けた職員は、直ちに所定の配備につく。
- (ウ) 各部長は、部内各班の応急対策に必要な職員が部内各班における調整を行ってもなおかつ不足し活動に支障があると判断したときは、総務部長（庶務・人事班長）に応援職員の配置を求めることができる。
- (エ) 各部長は、応急対策活動の状況に応じ、要員の確保に努めなければならない。

第3節 地震発生時の応急対策等

1 地震発生時の応急対策

(1) 情報の収集伝達における役割

情報の収集・伝達における役割は、第4章第1節「地震情報等の収集及び伝達」に定めるところに準じ、次のとおりとする。

ア 地震情報等の収集及び伝達

(ア) 地震に関する情報の発表

気象庁等及び青森地方気象台は、次により地震に関する情報を発表する。

a 地震情報の種類とその内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して発表。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報又は津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合 や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表

推計震度分布図	・震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1 km 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部等著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）をおおむね 30 分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。

b. 地震活動に関する解説情報等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページ等でも発表している資料。

・地震解説資料

担当区域内の沿岸に対し大津波警報・津波警報・津波注意報が発表されたときや担当区域内で震度 4 以上の揺れを観測したときなどに防災に係る活動の利用に資するよう緊急地震速報、大津波警報・津波警報・津波注意報並びに地震及び津波に関する情報や関連資料を編集した資料。

・月間地震概要及び週間地震概況

地震及び津波に係る災害予想図の作成その他防災に係る関係者の活動を支援するために管区・地方気象台等で月毎又は週毎に作成する地震活動状況等に関する資料。気象庁、管区気象台及び沖縄気象台は週毎の資料を作成し（週間地震概況）、毎週金曜日に発表している。

(イ) 地震情報等の伝達

a 地震情報等の伝達方法

(a) 関係機関から通報される、又は全国瞬時警報システム（J-ALERT）等により受信した地震情報等は、勤務時間内は総務課長が、勤務時間外は警備員が受領する。

(b) 警備員が受領した場合は、直ちに関係課長に伝達する。

(c) 地震情報等を受領した総務課長は、町長に報告するとともに、その指示を得て関係機関及び一般住民に通報する。

(d) 関係機関等への通報は、第 4 章第 1 節「地震情報等の収集及び伝達」のとおりとする。

(ウ) 一般住民に対する周知方法は、第 4 章第 1 節「地震情報等の収集及び伝達」のとおりとする。

町長は、必要があると認めるときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をする。この際、要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮するものとする。

(エ) 地震情報等の伝達系統

地震情報等の伝達系統は、第 4 章第 1 節「地震情報等の収集及び伝達」のとおりとする。

(2) 被害状況等の情報収集・伝達

被害状況等の情報の収集・伝達については、第 4 章第 2 節「情報収集及び被害等報告」及び同章第 3 節「通信連絡」に定めるところに準ずる。

(3) 施設の緊急点検・巡視

町は、必要に応じて、通信施設、水門等の津波防災施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当

該建物の被災状況等の把握に努める。

(4) 二次災害の防止

町は、地震による危険物施設等における二次災害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、必要な措置を講じる。

(5) 救助・救出・消火・医療活動

ア 救助・救出

第4章第8節「救出」に定めるところに準ずる。

イ 消火

第4章第6節「消防」に定めるところに準ずる。

ウ 医療活動

第4章第15節「医療、助産及び保健」に定めるところに準ずる。

(6) 物資調達

町は、発災後適切な時期において、町が所有する公的備蓄量、民間企業との協定等により調達可能な流通備蓄量、他の市町村との協定等による調達量について、主な品目別に確認し、その不足分を県に供給要請する。

(7) 輸送活動

第4章第17節「輸送対策」に定めるところに準ずる。

(8) 保健衛生・防疫活動

第4章第15節「医療、助産及び保健」及び同章第20節「防疫」に定めるところに準ずるほか、災害時の広域医療活動に必要な資機材の確保、トリアージ等の災害時に必要な技能を有する災害医療従事者の育成等を進める。

2 資機材、人員等の配備手配

(1) 物資等の調達手配

ア 地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保を行う。

イ 町は、県に対して管轄区域内の居住者、公私の団体（以下「居住者等」という。）及び観光客、釣り客やドライバー等（以下「観光客等」という。）に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請をすることができる。

(2) 人員の配置

町は、人員の配備状況を県に報告する。

(3) 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

ア 防災関係機関は、地震が発生した場合において、本計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行う。

イ 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

3 他機関に対する応援要請

(1) 町が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は第4章第31節「相互応援協定等に基づく広域応援協力」のとおりである。

(2) 町長は、必要があると認めるときは、上記(1)に掲げる応援協定に従い、応援を要請する。

(3) 町長は、必要があると認めるときは、知事に対し、次の事項を明らかにして自衛隊の災害派遣の要請を求める。

- ア 災害の情况及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考とするべき事項

なお、派遣活動の内容は、おおむね次のとおりとする。

- (ア) 被害状況の把握
 - (イ) 避難の援助
 - (ウ) 遭難者等の捜索救助
 - (エ) 水防活動
 - (オ) 消防活動
 - (カ) 道路又は水路の啓開、障害物の除去
 - (キ) 応急医療、救護及び防疫
 - (ク) 人員及び物資の緊急輸送
 - (ケ) 炊飯及び給水
 - (コ) 救援物資の無償貸付、譲与
 - (カ) 危険物の保安又は除去
 - (シ) その他必要に応じ、自衛隊の能力で対応可能な上記以外の措置
- (4) 町は、災害が発生し、他の都道府県からの緊急消防援助隊、警察の警察災害派遣隊を受け入れることとなった場合に備え、県を通じた消防庁、代表消防機関及び警察庁等との連絡体制を整備するとともに、活動拠点の確保等受入体制を確保するように努める。

第4節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

各施設等の整備については、次の施設ごとに掲げる事項に留意しながら計画的な整備に努めるものとする。

なお、施設等の整備はおおむね五箇年を目途として行うものとし、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。

1 建築物、構造物等の耐震化

(1) 建築物の耐震化の推進

住宅やオフィス等の耐震化を進めるために、個々の建築物の所在地が認識可能となる程度に詳細なハザードマップを作成・公表し、耐震化の必要性について広く周知を図るほか、緊急輸送道路沿いの住宅・建築物に対する補助制度や税制優遇措置の活用促進により、住宅・建築物の耐震診断、耐震補強を促進する。

(2) 耐震化を進めるための環境整備

住民や所有者等が耐震化の必要性を認識するために、建築物やその耐震性に関する情報の開示・提供を充実させるとともに、耐震改修に関するアドバイス等のサービス強化や分かりやすいマニュアル策定等、耐震化の促進支援策の充実を図る。

また、木造住宅密集市街地等の住宅や、多数の人が利用する建築物に対する耐震改修の指示等、耐震化促進のための制度の確実な運用を進める。

(3) 公共施設等の耐震化

町及び関係事業者は、庁舎、学校、病院、公民館、駅等様々な応急対策活動や避難所となりうる公共施設等の耐震化について数値目標を設定するなど、その耐震化の促進を図る。

2 指定緊急避難所、避難路等の整備

耐震性を考慮した上で、各地域における指定緊急避難所を早急に確保する。

また、指定緊急避難所、避難路等の確保にあたっては、背後地が急峻であるなど地形的に避難が困難な地域や、高齢化の進んだ避難困難者の多い地域等への優先的な指定・整備にも配慮する。その際、土砂災害危険箇所の防災対策との連携に配慮した避難路等整備を図る。

なお、冬期においては、避難路等の積雪や凍結によって避難が困難となることが予想されるため、避難路等の除雪・防雪・凍結防止対策等を強化する。

3 消防用施設の整備等

整備事業計画は、第5次地震防災緊急事業五箇年計画のとおり。

4 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備

整備事業計画は、第5次地震防災緊急事業五箇年計画作成後に記載するものとする。

5 通信施設の整備

町その他防災関係機関は第3節の1及び第4節の2に定める情報の収集及び伝達計画に従い、地震防災応急対策を実施するために必要な通信施設を第3章第2節「防災業務施設・設備等の整備」に準じて整備する。

6 緩衝地帯として設置する緑地、広場、その他公共空地の整備

緩衝地帯としての緑地、広場その他の公共空地の整備を行う。

7 その他の事業

第5節 防災訓練計画

防災訓練計画については、第3章第7節「防災訓練」に準じて、地震災害発生時等における災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、計画的、継続的な防災訓練を実施するものとし、特に次の事項に配慮したものとする。

1 町及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協体制の強化を目的として、推進地域に係る日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震を想定した防災訓練を実施する。

特に避難行動に支障をきたすと考えられる冬期の実施にも配慮する。

2 1の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施する。

3 1の防災訓練は、地震発生後の災害応急対策を中心とする。

4 町は、防災関係機関及び自主防災組織等の参加を得て行う総合防災訓練を実施するなど、地域の実情に合わせて、より高度かつ実践的に行う。

(1) 要員参集訓練及び本部運営訓練

(2) 要配慮者、観光客等に対する避難誘導訓練

(3) 災害の発生の状況、避難勧告・指示、自主避難による各避難所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練

5 町は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求める。

第6節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

町は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

1 町職員に対する教育及び広報

災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。防災教育は、各部、各課、各機関ごとに行い、その内容はおおむね次の事項とする。

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 緊急地震速報を見聞きした場合の適切な対応に関する知識
- (3) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 職員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題

2 住民等に対する教育及び広報

町は、関係機関と協力して、住民等の避難意識の向上のため、ハザードマップの整備等の作成を進めるとともに、その作成に当たっては、住民参加により避難路、指定緊急避難場所を検討することにより地域で有効に利用されるものとなるよう配慮するなどし、防災教育の充実に努める。また、パンフレットやチラシの配布等、現地の地理に不安な観光客等にも配慮した広報に努める。防災教育は、地域単位、職場単位等で行い、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施等地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行う。

なお、その内容は、おおむね次の事項とする。

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 緊急地震速報を見聞きした場合の適切な対応に関する知識
- (3) 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び車両運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報入手の方法
- (5) 防災関係機関が講じる災害応急対策等の内容
- (6) 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (7) 各地域における指定緊急避難所及び避難路等に関する知識
- (8) 避難生活に関する知識
- (9) 平素から住民が実施可能な応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容
- (10) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

3 児童、生徒等に対する教育及び広報

学校等における防災教育は安全教育の一環として学級活動、ホームルームや学校行事を中心に、教育活動全体を通じて行うものとし、特に次のことに配慮した実践的な教育及び広報を行う。

- (1) 過去の地震災害の実態
- (2) 地震が発生した場合の対処の仕方
- (3) 保護者、地域住民と共にハザードマップ等の作成に取り組み、地域の様子を把握すること

4 防災上重要な施設管理者に対する教育及び広報

町は、防災上重要な施設の管理者に対する研修の実施に配慮し、防災上重要な施設の管理者は、研修の参加に努める。

5 車両運転者に対する教育及び広報

県公安委員会等は、車両運転免許更新時や講習等の機会を通じ、地震発生時において車両運転者が措置すべき事項についての教育及び広報を行う。

- (1) 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させること
- (2) 停止後は、ラジオ等で地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること
- (3) やむを得ず道路上に車を置いて避難する場合は、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーを付けたままにし、窓を閉め、ドアはロックしないこと
- (4) 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと

6 相談窓口の設置

町は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。